

## 民生病院常任委員会審査概要報告書

委員長 高岡 宏和

- I 開催年月日 令和 2 年 11 月 18 日（水）  
II 会議時間 午後 1 時 00 分～午後 1 時 55 分  
III 出席委員等 [出席委員] ◎高岡 宏和 ○福井 直樹 筏井 哲治  
林 貴文 金平 直巳 樋詰 和子  
狩野 安郎  
(水口 清志委員は病気療養のため欠席)  
(◎…委員長 ○…副委員長)  
[説明員] 別紙名簿のとおり（薮下病院長が公務のため欠席）  
[委員外議員] なし  
[事務局職員] 松本 武司 堀田 寛之  
[傍聴者] 3 名

### IV 審査の概要

#### 1 報告事項について

〈 当局からの報告事項はなかった。 〉

#### 2 その他

〈 委員から、次の質疑等があった。 〉

(以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示)

#### 【方面団訓練と火災発生件数について】

- コロナ禍において初の方面団訓練が実施されたが、所見は。また、今後の課題は。  
△ 今年度の各方面団の秋季訓練については、管内の巡回広報、災害対応訓練、火災防護訓練を、表彰式については、参加人数などを制限し実施した。例年実施していた人員検閲、分列行進、住民が参加する訓練については、密を避けることが難しいと判断し、中止とした。一部の方面団の訓練において、災害対応訓練及び火災防護訓練をコンパクトに実施したが、効率の良い訓練を実施することができ、また、参加した消防団員からも、種々の訓練を全体で俯瞰的に見ることもできたという意見もあり、消防団員の活動能力の向上につながったと考えている。また、コロナ禍において消防団員

がまとまって集合し、訓練を実施したことにより、団員の士気高揚にもつながったと考えている。課題としては、住民が訓練に参加しなかったことによる住民の防火意識の向上と消防団活動のPRをどのように図っていくかということがあげられるが、新型コロナウイルスの感染状況等も見ながら、感染に配慮した住民が参加できる訓練の実施について検討していきたい。

- 令和2年11月17日現在の火災発生件数は。また例年と比較しての所見は。
- △ 11月17日現在の火災件数は、26件である。昨年の同時期と比較すると12件減少している。また、過去10年間の中で、過去最少であった平成30年の21件に次ぐ少なさである。出火原因の特徴としては、「放火」が5件、「電灯・電話等の配線」が4件となっている。
- まだまだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くものと推察されるが、消防活動や消防訓練等により、クラスターが発生しないよう努めていただくとともに、防火意識の向上にしっかりと取り組んでいただきたい。（要望）

#### 【新型コロナウイルス感染症対策について】

- 感染防止のために、国・県と連携して、医療・福祉施設等の関係者への定期的なPCR検査を実施し、無症状感染者を発見、保護しては。
- △ 新型コロナウイルス感染症のPCR検査は、公衆衛生を目的として行う検査と、医療保険を適用する検査が実施されており、いずれも県や保健所設置市が行う行政検査として行われている。国からは「感染者が多数発生している地域、クラスターが発生していると考えられる地域では、特定の店や施設に限らず、関係者への幅広い検査が可能であり、特に医療機関、高齢者施設等に勤務するもの、あるいは入院入所者全員を対象とした一斉もしくは定期的な検査の実施」を依頼する通知が県や保健所設置市に対して発出されている。現在の県内の新型コロナウイルス感染者の発生状況は、首都圏のように、毎日2桁、3桁の陽性者が発生している状況ではなく、また感染経路がわからない陽性者が広がりを見せている状況でもないため、全国に比べると比較的落ち着いている状況にある。その中で県内では、医師が必要と判断したものには、幅広く行政検査が実施されており、引き続き適正な行政検査が行われるものと考えている。無症状者の検査については、国・県の動向を注視していきたい。
- 新型コロナウイルス感染症の感染者のうち4割が無症状ということである。クラスターが発生しやすい医療、介護現場や学童保育等については戦略的に面的な検査をすることが必要と考えるが、見解は。
- △ 首都圏のように陽性患者が毎日発生している区域では無症状患者の動向は非常に気になるところであるが、本市ではこれまで陽性者が21人おり、大概是、県外に出かけた際に、陽性者との濃厚接触により後日検査してみると陽性だったという事例がほとんどである。現在のような状況ではあえて無症状患者を積極的に発見するということよりも、ちょっとした症状が見られるようであれば、幅広い行政検査の中で対応していくことが必要であると考えている。
- 感染症拡大第3波に備えた高岡市民病院での医療供給体制の強化方針は。
- △ 新型コロナ感染症患者が発生して以来、状況の変化に応じて、当院の医療体制を構

築してきたところである。第3波に備えて、県や関係各所と連携をとりながら、これまで構築してきた体制やノウハウを維持しながら、患者の受け入れと病床確保、院内感染防止に万全を期したいと考えている。院内感染防止徹底のための検査として、令和2年8月中旬から、屋外の発熱外来診療室を活用し、予定入院患者のPCR検査を実施している。さらに10月からは、緊急入院した患者に対しても、院内で抗原検査を実施しており、より迅速に、結果を出すことができている。これらのことを通して、安心して医療を受けられる体制を整えてきているところである。また、11月下旬にはインフルエンザとコロナを疑う患者について、1度で両方の抗原検査ができるように、現在準備を進めており、1度で検体を採取することにより、患者や医師の負担を軽減したいと考えている。今後は、年末年始に向けて、多くの人が移動すること、また、インフルエンザの流行時期にもなることから、より一層病院一丸となり、気を引き締めて取り組み、第二種感染症指定医療機関としての責務を果たしていきたいと考えている。

- 令和2年8月以降のPCR検査の件数と抗原検査の件数は。
- △ 予定入院患者へのPCR検査の件数については、現在データを持ち合わせておらず、のちほど回答したい。緊急入院患者に対する抗原検査については、10月から開始し、先週時点で52件との報告を受けている。

#### 【学童保育について】

- 国の臨時交付金等を活用して学童保育支援員に対し、市独自の慰労金を支給しては。
- △ 新型コロナウイルス対応に対する慰労金については、各クラブで賃金に関する規定を改正し、クラブ収支の範囲内で一時金を支給することは可能であることから、10月にクラブ運営の連絡協議会の臨時役員会を開催し、各クラブでの支給の提案と支給の方法について説明をしたところである。この提案については、多くのクラブで受け入れていただき、現時点では、公設の36クラブのうち30クラブが、支給済みもしくは今後支給を予定しているというところである。
- 全国で約30の自治体が独自の給付を行っていることから、本市でも給付を検討すべきと考えるが、見解は。
- △ 9月の本委員会でも同様の質問があったことから、会議を開催し、検討を重ねており、先ほど申し上げた体制で進めていきたいと考えている。
- コロナ禍のもとで、一教室当たりの児童数の上限を30名程度に設定するための環境整備が必要と考えるが、見解は。
- △ 本市の学童保育では、現場でのコロナ対策を徹底しながら、児童の預かりを実施していただいている結果、これまで感染者が発生した事例はない。学童保育におけるコロナ対策としては、学童保育のニーズに応えつつも、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式を意識し、運用面での工夫をしながら、児童の預かりを継続していくべきと考えている。これまでの学童保育における対応としては、感染拡大予防に関するガイドラインを作成し、各クラブへ徹底をお願いしたほか、感染リスクの低減を図った運営について、随時通知を出すなど、コロナ対策の情報提供に努めている。また、飛沫感染防止用のアクリル板や、換気用のサーキュレーターなどをクラブの要望に応

じて配付し、現在の環境の中で、感染防止に努めた運営ができるよう対応しているところである。今後とも、各校区での学童保育のニーズに応じるとともに、十分な換気や衛生管理を行うなど、密にならないような工夫をしながら、学童保育の受け入れ環境の確保に努めていきたいと考えている。

○ 現場の換気環境が万全でないと考えるが、見解は。

△ 換気については、夏であろうが冬であろうが非常に大事なことであり、現場のいろいろな対策によって、これまでに施設内で陽性患者が発生したという事例はない。これまでの対応の中で基本的な生活ルールができていれば、一定の安全性を確保できていると考えている。冬場には夏とは違った室温や湿度の基準があるので、その基準を周知し、安全に努めていきたいと考えている。

#### 【地区連絡センターの地域人材の雇用について】

○ 地域の人材を雇用することによって、行政責任が曖昧になり、住民サービスの低下に繋がる懸念があるが、見解は。

△ 公民館に地区連絡センターを設置している13の地区において、令和3年度から、それぞれの地域において、職員を雇用していただくことを考えているところである。これまで地域活動に参画してこられた方や今後参画していただける方、そういった方が職員となることで、地域課題の解決の糸口になるということを期待しているものである。こういった取り組みを足がかりとして、地域でも地区連絡センターを拠点に地域活動のさらなる活性化を目指していただきたいと考えている。雇用の主体は、地域活動の中心となる連合自治会等の任意団体を想定している。すでにコミュニティーセンターにおいては、地域の団体に管理をお願いしており、きめ細やかな運営で地域の評判も上々である。地区連絡センターの運営についても、地域の皆さんの力を生かしていただき、住民の方々にとって使いやすい施設になることを期待している。行政責任が曖昧にならないよう、雇用する団体とも緊密な連携を取りながら進めていきたい。

○ 地域の人材を雇用することについて、住民への説明責任の明確化が必要である。住民説明会を開き、合意形成の努力をすべきでは。

△ 今後、地域での雇用を進めていくにあたり、住民の皆さんの理解を得ることが必要であると考えており、地域コミュニティの核となる各地区の連合自治会とも相談して、説明の機会を設けていきたい。

○ 連合自治会だけでなく、一般の住民を対象にした説明会を開催し、しっかりと説明すべきと考えるが、見解は。

△ 地区連絡センターの地域人材の雇用について、地域の方の理解を得ることは、もちろん必要であると考えており、地域の連合自治会の方とも相談して、説明の機会は設けていくつもりであるが、こういった形の説明がいいのかというのはまた相談させていただきたい。

○ 令和3年4月から実施するという前提で作業が進み、住民には事後承認という形の説明会を行うというやり方は大きな問題であると考えているが、見解は。

△ これまでも地域の方とは話をさせていただいている。今後も地域住民の方の意見も聞きながら、進めていきたい。地域の活性化が目的であり、それに繋がるように話を

させていただきたい。

- 結論ありきで、スケジュールを住民に押し付けてくるという手法が問題であると思うが、見解は。
- △ 急にスケジュールを決めて押し付けたという指摘をされているが、私どもとしては、連合自治会や各地区の連合自治会長との話の中で、こういった形が良いかということとを十分協議し、進めさせていただいている。決して、最初から結論ありき、スケジュールありきで話をしているつもりはない。地域の方の意見を聞きながら進めさせていただいたと考えている。
- 住民に誤解を与えぬよう親切丁寧な説明責任を遂行し、住民の合意形成を図っていただきたい。(要望)

#### 【加齢性難聴者の補聴器購入への補助制度について】

- 補聴器は高額であるが、購入支援は障害者手帳を有する高度・重度難聴者に限られている。他自治体の例も参考にしながら、認知症の予防と健康寿命の延伸のために、加齢性難聴者の補聴器購入に対する市独自の助成制度を創設しては。また、国・県にも補助制度を作るよう要請しては。
- △ 加齢性難聴は、近年、鬱や認知症の危険因子の一つとして指摘されているが、発症には様々な要因があり、仕組みが解明されておらず、認知症予防との関連性も十分に立証されていない状況にある。国では、平成 30 年度から 3 カ年事業として、聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究を行っており、その研究結果を踏まえた上で、対応等を検討していきたいと考えている。
- 静岡県の磐田市では、令和 2 年 4 月から「両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象にならないが、70 歳以上で聴力低下のため、日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であると医師から証明を受けた人」を対象に、補聴器購入費用の 2 分の 1 以内で 3 万円を上限に助成を行っている。このような独自の助成を行う事例を調査し、本市でも導入の可能性を探るべきと考えるが、見解は。
- △ まずは、国の研究成果を参考にしたい。その上で、他自治体の例も併せて研究していきたい。

#### 【男女平等問題処理委員会の在り方について】

- 令和 2 年 10 月 15 日開催の当委員会において、ホームページの掲載内容を「市民によりわかりやすく伝えられるよう見直したいと考えており、現在作業を進めている」との前向きな回答があったが、作業スケジュールは。また、完了予定はいつになるか。
- △ ホームページの掲載内容の見直しについては、現在のものに対して、いただいたご意見や他市の状況も参考にしながら、掲載案を作成したところである。今後は、男女平等問題処理委員会委員の意見もお聞きしながら、掲載内容を決定し、令和 2 年 11 月末頃には、ホームページの更新を行いたいと考えている。
- 令和 2 年 10 月に開催された当委員会において、「ホームページにどのような形で掲載していくかについては、どのような形が市民にとってわかりやすいのかを他市の状況や市民の意見を聞きながら検討したい」との回答があったが、市民の意見聴取につ

いて、十分な対応を取るべきと考えるが、見解は。

- △ ホームページ上の情報公開については、市の判断と責任において行われるものと考えてるが、男女平等推進センターの事業に関する情報を公開していくに当たり、どのような形が市民にとってわかりやすいのか、今後、機会をとらえて、市民の意見を聞いていきたいと考えている。
- 男女平等問題処理委員会委員の意見を聞くことも大事なことであるが、一般市民、特に今回苦情の申し入れをされた方々の意見をどこまでくみ上げられるのかが重要と考えるが、見解は。
- △ 苦情の申し出をされた方々からホームページについて意見をいただいたということ、それについて前向きに検討しているところである。その意見を踏まえて、見直し案が作成できたことから、男女平等問題処理委員会委員の意見も聞きながら、修正案を確定していきたいと考えている。市民の方の意見はそれで十分に反映できると考えている。
- 男女平等問題処理委員会に申し出をされた方々の意見を十分に反映させるべきと考えるが、見解は。
- △ ホームページへの掲載の仕方について意見をいただいたことから、それに対してしっかり反映できるような形で、更新をしていきたい。

#### 【放置自動車について】

- 市内の放置自動車の処理はどのように対応しているのか。
- △ 放置自動車については、放置された土地の管理者が対応するものと理解しており、市が管理している土地の場合は、それぞれの土地用地を所管する課で、所有者の調査や所有者に対して移動や撤去のお願いをするなどの対応をしているところである。
- 公共施設内の駐車場（市民病院敷地）の放置自動車が、長く放置されたままになっているが、速やかに処理すべきでは。
- △ 長期間駐車している車については、まず注意喚起の張り紙をして、持ち主がわかった場合には、電話連絡や手紙等で移動を依頼しているところである。それでも移動しない車が数台あり、それについては警察や顧問弁護士に相談するなどして対応しているが、問題解消が進んでいない状況である。公共の駐車場であるため、今後も顧問弁護士に相談し、速やかに処理されるように努めていきたい。
- どれぐらいの期間放置されているのか。また、現在放置されている自動車の撤去予定はいつごろを想定しているのか。
- △ 長期間放置されているものについては、長いもので4、5年経過しているものがある。一時期多い時には10台の放置自動車があり、それを3台まで減らしたこともあったが、それからまた増えてきているようである。所有権の問題もあり、強制的に排除することができないため、所有者の同意を得ながら、移動させるということになるが、その連絡を取るように、今後も努めていきたい。悪質なものに関しては、顧問弁護士とも相談し、適切な対処を取ることで、放置自動車を少しでも減らしていきたい。
- 所有権の問題もあり、難しい問題ではあるが、工夫を重ねて早期に撤去していただきたい。（要望）

【冬場の新型コロナウイルス感染症対策について】

- 新型コロナウイルス感染者が全国的に増加傾向にあり、感染防止に一段と注意を払う必要がある。3密の回避の重要性を再度周知しては。
- △ 気温の下がる冬場においては、3密を回避するための十分な換気ができないことが懸念されている。令和2年11月10日に国から公表された「寒冷地における感染防止等のポイント」においても、マスクの着用や3密の回避など、基本的な感染防止策を実施するとともに、寒い環境の中でも、室温18度以上、湿度40%以上を目安に、室温が下がらない範囲で、常時少し窓を開け、加湿器の使用や洗濯物の室内干しなど、換気とともに、加湿も行うことを呼びかけている。本市においても、冬場の感染防止のポイントを市のホームページに掲載したところである。また、広報紙にも掲載するとともに、健康教室等で注意喚起を行うなど、積極的にわかりやすい情報の周知啓発に今後とも努めたいと考えている。
- ホームページや広報紙のみの周知ではなく、会合等でも周知を図るべきと考えるが、見解は。
- △ 冬場の感染防止のポイントについては、様々な会議等において、積極的に発信していきたい。現在、庁内放送を利用し、感染防止の呼びかけをしており、多くの方に理解していただけるよう努めたい。

〈 当局から、次の報告・説明があった。 〉

〔福祉保健部〕

- 。令和2年度歳末助け合い色紙展について

〈 委員から質疑等はなかった。 〉

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

民生病院常任委員会 当局説明員（18名）

|                          |           |                        |           |
|--------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 市民生活部長                   | 梅 崎 幸 弘   | 市民病院長                  | 藪 下 和 久   |
| 市民生活部次長<br>地域安全課長・環境政策室長 | 堺 啓 央     | 市民病院事務局長               | 崎 安 宏     |
| 共創まちづくり課長                | 室 谷 智     | 総務課長<br>栄養管理課長         | 新 田 裕 子   |
| 男女平等・共同参画課長              | 早 苗 伊 紀 子 |                        |           |
| 環境サービス課長                 | 山 本 明 宏   | 消防長                    | 浦 島 章 浩   |
|                          |           | 消防本部次長                 | 山 口 喜 代 治 |
| 福祉保健部長                   | 川 尻 光 浩   | 総務課長<br>高岡・氷見消防広域化準備室長 | 有 澤 智 文   |
| 福祉保健部次長<br>参事            | 笹 島 永 吉   | 予防課長                   | 布 橋 隆 男   |
| 社会福祉課長                   | 山 本 真 弘   |                        |           |
| 子ども・子育て課長<br>保育・幼稚園室長    | 村 上 彰     |                        |           |
| 高齢介護課長                   | 森 川 朋 子   |                        |           |
| 健康増進課長                   | 山 本 美 由 紀 |                        |           |
|                          |           |                        |           |
|                          |           |                        |           |
|                          |           |                        |           |
|                          |           |                        |           |
|                          |           |                        |           |
|                          |           |                        |           |